

神戸市成年後見制度利用支援事業 Q&A

1 成年後見制度利用支援事業はどのような場合に対象になりますか？

助成の対象者は、市長が審判請求を行う者、又は、本人や親族等が審判請求を行う者のうち原則として助成申請時において市内に住民票を有する者であって、次のいずれかに該当する場合です。

- (1) 生活保護を受けている者
- (2) その他当該審判の請求に要する費用等を負担することが困難であると市長が認める者

ただし、市内に住民票を有する場合でも、問2(1)(2)の実施主体がA市である場合は、助成対象としません。(ただし、個別に事情を考慮する場合がありますので、ご相談ください。)

(後見等開始の審判請求にかかる費用の助成対象については、市長申立のケースに限ります)

2 本人や親族等が審判請求を行う者のうち、住所地特例等で住民票がA市にある場合の扱いについて教えてください。

住民票がA市にある場合、まずはA市で助成を受けられないかご確認ください。A市で助成が受けられない場合、次のいずれかに該当する場合は、住民票がA市にある場合でも対象とします。

- (1) 「介護保険法」の規定に基づく、神戸市に係る住所地特例対象被保険者の方
- (2) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の居住地特例の規定に基づき、神戸市が介護給付費等の支給決定を行っている方

助成を申請する場合は、住所地特例適用であることが分かる書類を添付してください。

- (1) …介護保険被保険者証等
- (2) …障害福祉サービス受給者証等

3 被後見人等が死亡した場合は助成の対象になりますか。

申請いただけます。死亡時の財産により助成できるかどうかを決定します。

なお、後見人等の名義の口座へ後見等報酬助成相当額を振込むことで、被後見人等への後見等報酬助成に代えることとします。

4 対象になるのは後見人の場合のみですか？

後見以外、保佐、補助の場合であっても「問1」または「問2」の要件を満たすものは対象になります。

5 本人或いは親族の申立で受任した場合は申請できませんか？

「問1」のとおり、後見等報酬の助成については対象となりますが、審判請求費用の助成は対象外となります。

また、本人・親族等申立のケースについては、平成29年3月以降の後見等活動に対する報酬

であって、家庭裁判所による報酬付与の審判を、平成30年4月1日以降に受けたものを対象とします。

6 後見人等が専門職（弁護士、司法書士、社会福祉士等）ではありませんが、申請できますか？

後見人等の職種による対象の限定はありません。家庭裁判所の報酬付与の審判を受けた後見人等であれば申請いただけます。

7 家庭裁判所の報酬付与の審判が出た後、いつまでに申請しなくてははいけませんか？

審判後、すみやかに申請してください。（おおむね3ヶ月以内）

8 申請する際に必要な書類は何ですか？

- ① 申請書（神戸市HPにてダウンロードできます）
- ② 報酬付与の審判書の写し
- ③ 報酬付与の審判書に「就職の日から」もしくは「任務終了まで」との記載がある場合は各々の日付がわかる資料（登記事項証明書の写し、死亡診断書の写し等）
- ④ 財産目録
- ⑤ 収支予定表
- ⑥ 生活保護受給者の場合、保護変更決定通知書（最低生活費が記載されているもの）の写し
- ⑦ 入院・入所の場合、報酬付与の審判書に記載の期間内において、その期間がわかる資料（入院・入所施設の請求書等）

また、被後見人等と同一家計の親族がいる場合は、当該親族の財産や収支状況のわかる資料（生活保護受給中の場合は、各区生活支援課へ提出する収入申告書、資産申告書）

9 報酬助成の上限額はいくらですか？

報酬に係る助成額は、家庭裁判所が決定する後見人等の報酬額が限度となります。

〔 施設への入所や入院の場合…月額 18,000 円
その他の者…月額 28,000 円 〕

なお、審判書上、始期もしくは終期が月途中の場合は、日割り計算した額となります。

〔 施設への入所や入院の場合…日額 600 円（18,000 円/月÷30 日）
その他の者…日額 933 円（28,000 円/月÷30 日） 〕

また、助成対象期間については、複数年分の助成の申請については制限する場合があります。

10 施設入所者とその他の者の区分について教えてください。

施設入所者…特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、救護施設、障害者グループホーム、入院等

その他の者…居宅生活者（サービス付き高齢者向け住宅や高齢者グループホームも含む）

11 後見等報酬の助成について、計算方法を教えてください。

- ・本人財産…財産目録にて確認（後見人が家庭裁判所へ提出した時点での預貯金等の金額）
負債等がある場合は、本人資産を活用しなければ返済が難しいと判断される場合は、
預貯金等から相当額を差し引きます。
 - ・最低生活費…審判請求書に添付されている収支報告書（生活保護受給中の場合は、保護決定通
知書の最低生活費）を計算に用います。
施設入所者の場合、定期的な支出6か月分
その他の者の場合、定期的な支出3か月分を考慮しています。
- ① 本人財産から今後必要となる生活費を確保した上で、後見報酬審判額に不足する額
又は
 - ② 助成上限額
のうち、少ないほうの金額を助成いたします。

〈具体例〉

●施設入所者の場合

報酬付与の審判 260,000 円（平成 31 年 4 月～令和 2 年 3 月）

預貯金残額 500,000 円（財産目録記載額）

収支 +20,000 円（収入 80,000 円－支出 60,000 円）

生活費 360,000 円（60,000 円×6 ヶ月）

- ① 本人財産から今後必要となる生活費を確保した上で、後見報酬審判額に不足する額
預貯金（500,000 円）－生活費（360,000 円）－報酬審判額（260,000 円）
＝▲120,000 円
- ② 上限額
18,000 円×12 ヶ月＝216,000 円

① のほうが少額であることから、助成決定額は 120,000 円 となります。

12 後見等開始の審判請求費用の助成について、計算方法を教えてください。（市長申立
ケース限定）

「問 11」と考え方は同じですが、審判請求費用は報酬に比べ小額なことから、最低生活費と
しては定期的な支出の3か月分を考慮します。

13 後見人等の報酬助成の振込み先はどこになりますか？

原則、被後見人等の名義の口座への振込みとなります。被後見人等の名義の口座への振込みが
困難な場合は、理由を文書にてご提出いただきますようお願いいたします。

14 被後見人等に不動産があります。預金に余裕がありませんが、現時点で不動産を処
分することも難しいです。助成は受けられますか？

預貯金のほかに不動産等の資産がある場合は、処分可能か否かの状況を後見人等からヒアリン
グの上、最低生活費に算入するかを判断します。

15 被後見人等に預金（審判決定時点）がありましたが、報酬審判決定以降、生活状況が一変して収支のめどもつきません。報酬助成で考慮される項目はありますか？

報酬助成額の判断は報酬付与の審判時を基準に、後見人が家庭裁判所に提出した後見事務報告書に基づいて行います。審判後に判明した負債等があれば助成額が変更される場合がありますので、資産状況の変更があった場合はすみやかに報告してください。

16 資産状況等の変更報告書はどのような場合に提出する必要がありますか？

被後見人等の住所変更や死亡のほか、資産状況の変更があればすみやかに報告してください。（要綱第7条）助成決定後に再度考慮する項目は以下のものです。

- ①収支報告時に認識されていなかった預貯金の発見や相続等で財産が増えた場合
- ②収支報告時に認識されていなかった負債が見つかった場合
- ③支払いが証明でき、定期的な生活費では計上されない資産の費消として最低生活費に見込む必要がある経費。具体的には、引越し費用、敷金・礼金、家財処分費を指します。

17 公益信託 成年後見助成基金などと神戸市の利用支援事業は併用できますか？

併用が可能です。公益信託 成年後見助成基金などを活用した上で、なお後見等報酬の支払いが困難な場合はご相談ください。

18 助成額の計算が違うような気がします。

神戸市福祉局くらし支援課へご連絡ください。計算が違うと思われる箇所をお聞きして、誤りがあれば速やかに修正いたします。

19 助成決定額に不服があります。どこへ申し立てればいいですか？

処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に神戸市長に対して審査請求をすることができます（なお、処分を知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をできなくなります。）。

また、この処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する神戸市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に神戸市（訴訟において神戸市を代表する者は、神戸市長）を被告として提起することができます（なお、処分又は裁決を知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、処分又は裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

20 問い合わせ先

神戸市福祉局くらし支援課

電話（078）322-6546

FAX（078）322-6039

〒650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号